

9.14 人と自然との触れ合いの活動の場

9.14.1 調査結果の概要

(1) 調査項目

調査項目は、以下のとおりとしました。

- ・人と自然との触れ合いの活動の場の概況
- ・主要な人と自然との触れ合いの活動の場の分布、利用の状況及び利用環境の状況

(2) 調査の基本的な手法

① 人と自然との触れ合いの活動の場の概況

ア. 文献その他の資料調査

入手可能な最新の資料による情報の収集並びに当該情報の整理によりました。

② 主要な人と自然との触れ合いの活動の場の分布、利用の状況及び利用環境の状況

ア. 文献その他の資料調査

「①人と自然との触れ合いの活動の場の概況」の調査結果から、主要な人と自然との触れ合いの活動の場を抽出し、当該資料の収集及び整理を行いました。

イ. 現地調査

現地踏査及び聞き取り調査を行い、主要な人と自然との触れ合いの活動の場における利用状況及び利用環境を把握し、結果の整理及び解析を行いました。

(3) 調査地域・調査地点

① 人と自然との触れ合いの活動の場の概況

調査地域は、対象事業実施区域及びその周辺の区域としました。

② 主要な人と自然との触れ合いの活動の場の分布、利用の状況及び利用環境の状況

「①人と自然との触れ合いの活動の場の概況」の調査結果を踏まえて、主要な人と自然との触れ合いの活動の場の分布、利用の状況及び利用環境の状況の調査地点は、表 9.14-1 及び図 9.14-1 に示す 13 地点としました。

表 9.14-1 調査地点と距離及び地点の概況

No.	調査地点	距離※	地点の概況
1	海軍道路の桜並木	対象事業 実施区域内	瀬谷中学校交差点付近から八王子街道に至る約3kmの直線道路の沿道に、約300本の桜が植えられ、桜の花が咲くころには多くの人を訪れます。
2	東野第一公園	約0.5km	閑静な住宅街の中にある公園で、遊具が置かれている場所と広場に分かれています。公園の中には約10本の大きな桜が植えられています。
3	瀬谷中央公園	約0.5km	閑静な住宅街の中にある公園で、広い広場、「こどもログハウス（まるたのしろ）」等があります。また、数本の大きな桜が植えられています。
4	境川沿い	約0.5km	境川の北側の地点には、有志により早咲きの品種「河津桜」が約15本植えられています。南側の地点では、境川へ降りられるような親水拠点があります。
5	鎌倉古道 北コース	対象事業 実施区域内	相鉄本線の北側の鎌倉古道・上道沿道にある神社仏閣等を巡る約7.5kmのハイキングコースです。コースの途中には、対象事業実施区域が含まれています。（海軍道路）
6	鎌倉古道 南コース	約1.5km	相鉄本線の南側の鎌倉古道・上道沿道にある史跡等を巡る約5.5kmのハイキングコースです。対象事業実施区域からは離れていますので、コースには含まれていません。
7	野境道路	約0.6km	瀬谷区と旭区の区境を通り、相鉄本線・三ツ境駅北口から瀬谷高校入口までの区間は緩やかなアップダウンとカーブが続き、道路の両側には桜並木が整備されています。
8	武相国境・緑の森コース	約0.1km	相鉄本線・瀬谷駅と三ツ境駅間の神社仏閣等を巡る約4.5kmのハイキングコースです。対象事業実施区域からは離れていますので、コースには含まれていません。
9	瀬谷市民の森	0 km	対象事業実施区域の南東側に隣接し、和泉川の源流域となっています。室町時代におきた「世野原の戦い」の主戦場になったと伝えられています。
10	追分市民の森	約0.7km	矢指川の源流域にあり、谷戸の田園風景とヒノキやスギの樹木が一体となっています。谷戸の地形に沿って広大なお花畑があり、季節ごとに様々な花が楽しめます。
11	矢指市民の森	約0.9km	中原街道に面し、追分市民の森の隣に位置します。針葉樹が多いこの森の中心には、「太陽の広場」があり、森と小川のせせらぎが楽しめます。
12	上川井市民の森	0 km	瀬谷市民の森と追分市民の森の間にあり、針葉樹が主体の森となっています。林内にはせせらぎや湿地が見られ、周辺の市民の森と一体的に利用されています。
13	上瀬谷農業専用地区・ 上川井農業専用地区	対象事業 実施区域内	上瀬谷農業専用地区内の一部の農地では、近くの小学校等の児童に対して農業体験授業を行っています。

※：対象事業実施区域への最短の距離を示しています。

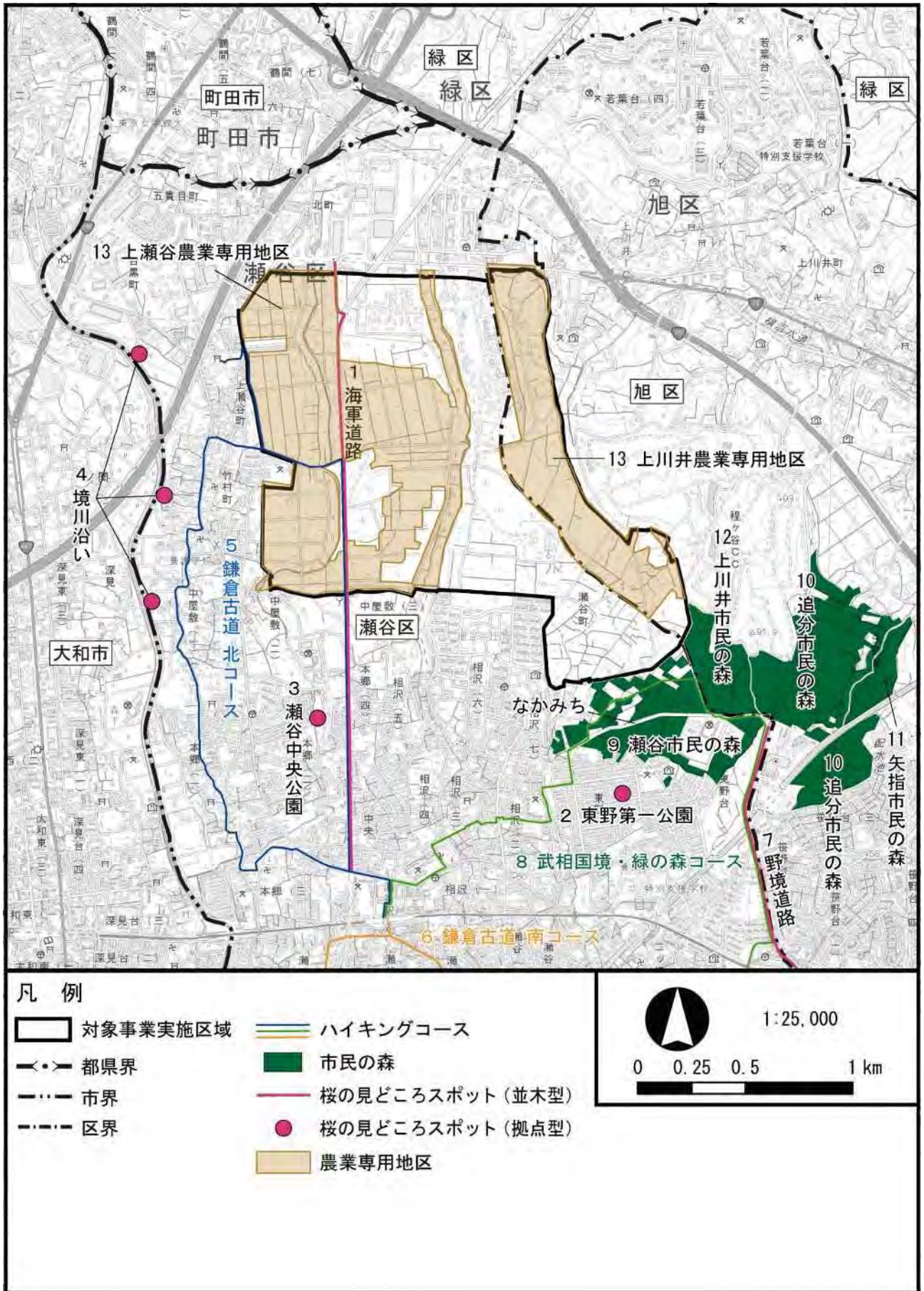


図 9.14-1 人と自然との触れ合いの活動の場の調査地点

(4) 調査期間

① 人と自然との触れ合いの活動の場の概況

ア. 文献その他の資料調査

入手可能な最新の資料によりました。

② 主要な人と自然との触れ合いの活動の場の分布、利用の状況及び利用環境の状況

ア. 文献その他の資料調査

入手可能な最新の資料によりました。

イ. 現地調査

現地踏査は、各調査地点の利用状況が多いと思われる時期としました。聞き取り調査は、東野第一公園、瀬谷中央公園、野境道路、瀬谷市民の森、追分市民の森、矢指市民の森、及び上瀬谷農業専用地区に対して行いました。聞き取り調査の日時等は、表 9.14-2 に示すとおりです。

表 9.14-2 聞き取り調査の日時等

聞き取り対象の 公園、道路、市民の森等	日にち	聞き取り相手
東野第一公園	令和2年10月15日	横浜市瀬谷区自治会
瀬谷中央公園	令和2年10月9日	横浜市瀬谷区自治会
野境道路	令和2年10月20日	横浜市瀬谷区自治会
瀬谷市民の森	令和2年10月22日	市民の森愛護会
追分市民の森	令和2年10月16日	市民の森愛護会
矢指市民の森		
上瀬谷農業専用地区	令和3年10月18日	上瀬谷農業専用地区内の営農者

(5) 調査結果

① 人と自然との触れ合いの活動の場の概況

対象事業実施区域及びその周辺における人と自然との触れ合いの活動の場の概要は、「第3章 3.2.6 (2) 人と自然との触れ合いの活動の場の状況」(P. 3-101~103) に示すとおりです。

② 主要な人と自然との触れ合いの活動の場の分布、利用の状況及び利用環境の状況

ア. 海軍道路の桜並木

海軍道路の桜並木の現況は、写真 9.14-1 に示すとおりです。

海軍道路の桜並木は、瀬谷中学校交差点付近から八王子街道に至る約 3 km の直線道路に、第二次世界大戦後約 400 本の桜が植えられ、瀬谷区のホームページには「桜舞う春の瀬谷桜の見どころスポット」として紹介されています。毎年 3 月下旬から 4 月頭にかけて道路を覆う桜のアーチを見ようと多くの人を訪れます。また、「瀬谷ふるさと歴史さんぽ道」の鎌倉古道・北コースの中にも盛り込まれています。

桜の開花時期には、隣接する旧上瀬谷通信施設の“はらっぼ”が一般開放され、仮設トイレも設置されます。平成 31 年 3 月 30 日（土）には、瀬谷区制 50 周年記念イベント「上瀬谷お花見 DAY」が開催されたこと等により、3 月 23 日（土）から 4 月 7 日（日）の期間に横浜市が調査した結果によると約 4,200 人が訪れました。

また、毎年新春には、瀬谷区陸上競技会が主催となり、瀬谷区内在住、在勤、在クラブ、在学（小学生 5 年以上）が参加資格となる「瀬谷区マラソン大会」が開催され、海軍道路はコースの一部として利用されています。平成 29 年度から令和元年度までの 3 年間の参加者は、平均約 930 名となっています。



写真 9.14-1 海軍道路の桜並木（令和 3 年 3 月 27 日撮影）

イ. 東野第一公園

東野第一公園の現況は、写真 9.14-2 に示すとおりです。

東野第一公園は閑静な住宅街の中にあり、昭和 53 年 10 月に公開された広さ約 3,500m²の公園で瀬谷土木事務所が管理をしています。公園の中は、ブランコや滑り台、鉄棒等の遊具が置かれている場所と子供が走り回れる広場に分かれており、主に西側には大きな桜の木が約 10 本植わっています。瀬谷区のホームページには「桜舞う春の瀬谷 桜の見どころスポット」として紹介をされています。

また、公園の隅には、瀬谷に伝わる昔話のひとつ「東野の乳出神さま」の石碑があります。横浜市瀬谷区自治会からの聞き取り調査の概要は、表 9.14-3 に示すとおりです。



写真 9.14-2 東野第一公園（令和 3 年 3 月 27 日撮影）

表 9.14-3 聞き取り調査の概要

- 利用者数のデータは取っていません。公園周辺の約 200 世帯の住民が主に利用しています。利用者はお年寄りが多く、親子連れ、子供のみ利用もあります。利用時間は昼間が多いです。
- 利用団体はなく自治会としての行事では、年末には餅つき大会や防災訓練が行われます。毎週水曜日にはラジオ体操も行っています。
- 地域密着型の公園であるため利用目的は、お年寄りの散歩が多く、親子連れや小学生の遊び場としても利用されています。以前はゲートボール等を行っていたようですが、今はやっていません。
- 桜の時期でも、花見を目的に利用する人は多くなく、他地区からの来園者もいません。
- 駐車場はないので、車でのアクセスはできません。利用者はほぼ近隣住民なので、徒歩での利用となります。子供等は自転車での利用もあります。
- 桜の樹齢が高くなり、虫にやられているような箇所もあるため、地元からの苦情もあり一部伐採を行いました。今後、どうするかが課題です。

ウ. 瀬谷中央公園

瀬谷中央公園の現況は、写真 9.14-3 に示すとおりです。

瀬谷中央公園は閑静な住宅街の中にあり、昭和 60 年 6 月に公開された南北に長い長さ約 12,000m²の公園で瀬谷土木事務所が管理をしています。公園の北側には広い広場が、西側には大門川が流れており、その川沿いに「大門川せせらぎ緑道」があります。瀬谷中央公園の周囲には桜をはじめとした樹木が植わっており、瀬谷区のホームページには「桜舞う春の瀬谷 桜の見どころスポット」として紹介をされています。

また公園の南側には、特定非営利活動法人 区民施設協会・せや が指定管理者となる「こどもログハウス (まるたのしろ)」があります。これは、小学生、中学生、大人のつきそいがあれば幼児も無料で利用できる屋内施設で、丸太で作られた 2 階建ての建物の中には、走りまわられるスペース、アスレチック遊具、図書コーナー等が揃っています。

横浜市瀬谷区自治会からの聞き取り調査の概要は、表 9.14-4 に示すとおりです。



写真 9.14-3 瀬谷中央公園 (令和 3 年 3 月 27 日撮影)

表 9.14-4 聞き取り調査の概要

- 正確な利用者数は分かりませんが、お花見の時期だけではなく、春から秋にかけて利用者数が多いです。
- お花見の時期では、ブルーシートを広げてお花見をする人は少なく、公園内を一周しながら、花見をするぐらいの人がほとんどです。
- この公園はグラウンドが大きいので、ゲートボールやグラウンドゴルフ、ラジオ体操、テニス、サッカーの練習などスポーツでの利用者が多いです。以前は、JA 瀬谷が主催のグラウンドゴルフの開催もあったそうです。
- そのほかにも犬の散歩コースとしての利用や、ログハウスの利用を目的とした幼稚園、小学校の利用など利用者は多岐にわたっています。
- 利用者が何を使ってここに来ているのかは正確には分かりませんが、花見の時期も、それ以外の時期もほとんどが徒歩で来ていると思います。
- 利用者がどこから来ているのかは正確には分かりませんが、花見の時期も、それ以外の時期も、ほとんどが地域住民の利用だと思います。ただグラウンドゴルフでの利用の際などは、瀬谷区外から来ている方もいるかもしれません。

エ. 境川沿い

境川沿いの現況は、写真 9.14-4 に示すとおりです。

境川沿いの北側の地点（瀬谷区目黒町）は、平成 21 年に区民の有志が住民や来訪者の心休まる環境をつくることを目指して、早咲きの品種「河津桜」を約 15 本植え、現在に至っています。中央の地点、南側の地点は、境川沿いの道路の脇に花壇が設置され、花が咲く季節は通行人を楽しませてくれます。

また、南側の地点の中島橋をはじめとする何地点かは、境川へ降りられるような階段が設けられ、境川の流れる水に触れることができる親水拠点が設置されています。



写真 9.14-4 境川沿い（左上は令和 3 年 2 月 23 日、それ以外は令和 3 年 3 月 27 日撮影）

オ. 鎌倉古道 北コース

鎌倉古道 北コースの現況は、写真 9.14-5 に示すとおりです。

鎌倉古道 北コースとは、瀬谷区が配布を行っている「瀬谷ふるさと歴史さんぽ道ガイドマップ」の中の一つで、全5コースが用意されています。

鎌倉古道 北コースは、相鉄本線の北側の鎌倉古道・上道（かみのみち）沿道にある神社仏閣や、瀬谷最大の農業地である上瀬谷農業専用地区、環状4号線（海軍道路）を巡る約7.5kmのハイキングコースです。

北コースに沿って歩いていくと、途中には神社仏閣以外にも、かつての川口製絲株式會社の正門跡、市名木・古木指定のケヤキ、瀬谷銀行跡等を見ることができます。

なお、北コースに含まれる上瀬谷農業専用地区を東西に横断する道路と、環状4号線（海軍道路）の一部（約600m）は、対象事業実施区域内となっています。

また、瀬谷区では瀬谷の魅力をってもらう取組として、ふるさと歴史さんぽ道ウォーキング事業を行っており、参加者にはガイドマップの配布や「ウォーキングせやまるグッズ」の記念品をプレゼントしています。平成29年度から令和元年度の参加者数（利用者数）の延べ人数は681人となっています。



写真 9.14-5 鎌倉古道 北コース（令和2年11月28日撮影）

カ. 鎌倉古道 南コース

鎌倉古道 南コースの現況は、写真 9.14-6 に示すとおりです。

鎌倉古道 南コースは、前述と同じく瀬谷区が配布を行っている「瀬谷ふるさと歴史さんぽ道ガイドマップ」で示されている 5 コースの中の一つです。

鎌倉古道 南コースは、相鉄本線の南側の鎌倉古道・上道（かみのみち）沿道にある神社仏閣や石仏などの史跡のほか、相沢川沿いに散策ができ、初春には河津桜やオオシマザクラを見ることができる歩行者専用道の相沢川ウォークなどを巡る約 5.5km のハイキングコースです。

なお、調査区域においては、鎌倉古道 南コースのルートは少ししか含まれておらず、ガイドマップに掲載されている立ち寄り地点としては、江戸時代の史跡で「世野（せや）の原の鷹見塚」という相模国の鷹狩指揮所の一つとして築かれた小さな塚だけです。（次に近いのが、南西側約 500m にある寶蔵寺です。）

なお、瀬谷区では瀬谷の魅力を知ってもらう取組として、ふるさと歴史さんぽ道ウォーキング事業を行っており、参加者にはガイドマップの配布や「ウォーキングせやまるグッズ」の記念品をプレゼントしています。平成 29 年度から令和元年度の参加者数（利用者数）の延べ人数は 328 人となっています。



写真 9.14-6 鎌倉古道 南コース（令和 2 年 11 月 28 日撮影）

キ. 野境道路

野境道路の現況は、写真 9.14-7 に示すとおりです。

野境道路は、相模国と武蔵国の国境を通ることから“野境道”と呼ばれ、江戸時代には江戸と鎌倉を結ぶ間道として利用された道です。現在は瀬谷区と旭区の区境を通り、相鉄本線・三ツ境駅北口から瀬谷高校入口までの区間は緩やかにアップダウンとカーブが続き、道路の両側には桜並木が整備され、満開になると美しい桜のトンネルとなります。

また、旭区では、豊かな自然が残る区の特徴を活かした「旭区グリーンロード構想」を推進しており、野境道路は三ツ境駅から二俣川駅を結ぶ約 5.2km の追分・矢指市民の森コースの一部に組み込まれています。

横浜市瀬谷区自治会からの聞き取り調査の概要は、表 9.14-5 に示すとおりです。



写真 9.14-7 野境道路（令和3年3月27日撮影）

表 9.14-5 聞き取り調査の概要

- 利用者数のデータは取っていません。桜の開花時期は利用者が多いです。しかし、利用者の多い桜の時期でも、車が渋滞したり歩行者の流れが滞ったりすることはありません。
- ウォーキングコースとして利用はありますが、野境道路としての利用団体はありません。
- 利用目的は、追分市民の森（お花畑等を含む）や聖マリアンナ病院、瀬谷高校等に向かう経路として利用されている他、桜の開花時期には、鑑賞目的で利用する人もいます。市民の森等へ向かう経路として、ハイキングやウォーキングとしても利用されています。
- 野境道路沿道にある楽老北公園等において、ブルーシートを敷いて花見をしていることもありました。桜は昭和 30 年代に植樹されたので、60 年以上経過しています。桜が倒木したこともあった他、交通障害、電線への影響などにより今夏（令和 2 年）に何本か伐採されました。
- 楽老地区の公園では、かつてはゲートボールなどの利用が多かったですが、最近はグラウンドゴルフがやられています。
- 利用者は、歩行者が中心で、相模鉄道・三ツ境駅からバスの利用者もいます。瀬谷高校の自転車通学者もいますが、ほとんどは団地内の道路を利用している生徒が多いです。
- 利用者は、瀬谷区、旭区の住民が多いですが、桜のスポットとしてネットで紹介しているので、ある程度遠くから来訪する人もいます。

ク. 武相国境・緑の森コース

武相国道・緑の森コースの現況は、写真 9.14-8 に示すとおりです。

武相国道・緑の森コースは、前述と同じく瀬谷区が配布を行っている「瀬谷ふるさと歴史さんぽ道ガイドマップ」で示されている5コースの中の一つです。

武相国道・緑の森コースは、相鉄本線・瀬谷駅と三ツ境駅の間において、源頼朝や徳川家康ゆかりの史跡や神社仏閣、瀬谷市民の森、野境道路を巡る約4.5kmのハイキングコースです。

なお、瀬谷区では瀬谷の魅力を知ってもらう取組として、ふるさと歴史さんぽ道ウォーキング事業を行っており、参加者にはガイドマップの配布や「ウォーキングせやまるグッズ」の記念品をプレゼントしています。平成29年度から令和元年度の参加者数（利用者数）の延べ人数は144人となっています。



写真 9.14-8 武相国境・緑の森コース（令和2年11月28日撮影）

ケ. 瀬谷市民の森

瀬谷市民の森の現況は、写真 9.14-9 に示すとおりです。

瀬谷市民の森は、対象事業実施区域の南東側に隣接しており、昭和 51 年 4 月に開園された広さ 19.1ha の市民の森です。森の中は起伏が少ない明るい森で、道路沿いに簡易トイレが 1 箇所設置されています。スギ、ヒノキ等の針葉樹やクヌギ、コナラ等の雑木林、オオシマザクラなどの大木があり、自然観察に適しています。また、和泉川の源流域となっており、源流となる水がしみ出して一筋の流れとなつてゆく様子を見ることができます。

瀬谷市民の森の周辺は、古文書に「相模国世野原」あるいは「武州瀬谷原」と記されるなど相模国と武蔵国の国境に位置していました。鎌倉時代（1333 年）には新田義貞がこの辺りで鎌倉攻めの陣揃えを行い、また室町時代（1417 年）に起きた上杉禅秀の乱における主戦場となつた世野原の戦いは、このあたりで展開されたと伝えられています。（現地において瀬谷区が設置した看板には「瀬谷の原」と記載されていました。）

市民の森愛護会からの聞き取り調査の概要は、表 9.14-6 に示すとおりです。



写真 9.14-9 瀬谷市民の森（令和 3 年 3 月 27 日撮影）

表 9.14-6 聞き取り調査の概要

- 利用者数のデータは取っていません。追分市民の森のようなお花畑等がないので、利用者は追分市民の森と比較して少ないと思います。
- 愛護団体は特にはないが、野草の会やホタルの会等個別に活動をしている団体はあります。
- 利用目的は、散策やハイキング、ジョギングの他、虫取り、秋にはキノコ狩り等様々な利用がなされています。
- 利用者が多いのは春の時期で、秋のキノコ狩りの時期も多いです。利用時間は昼前後が多く、弁当を食べている人もいます。
- 駐車場はないので、車でのアクセスはできません。
- 利用者は、相模鉄道・三ツ境駅からバスを使うか、周辺（近隣）から徒歩で来る人がほとんどです。
- アクセス道路となっている「なかみち」沿いには、桜並木があります。
- 瀬谷高校の生徒のうちバスの利用者は、野境道路のバス停（西部病院前）から“なかみち”を通過して登校し、自転車の利用者は瀬谷地内線を使って登校しています。

コ. 追分市民の森

追分市民の森の現況は 写真 9. 14-10 に示すとおりです。

追分市民の森は矢指川の源流域にあり、平成 6 年 3 月に開園された広さ 33. 2ha の市民の森です。谷戸の田園風景と真つすぐに立つ背の高いヒノキやスギの樹林が一体となり、四季折々の自然を感じることができます。

また、3 月下旬から 4 月上旬頃には、谷戸の地形に沿った広大なお花畑に菜の花が咲き、追分市民の森の春の風物詩となっています。春の菜の花以外にも、夏のひまわり、秋のコスモ等季節ごとに様々な花を楽しむことができます。

市民の森愛護会からの聞き取り調査の概要は、表 9. 14-7 に示すとおりです。なお、追分市民の森と矢指市民の森の愛護会からの聞き取り調査は、一緒に行いました。



写真 9. 14-10 追分市民の森（右上は令和 3 年 3 月 27 日、それ以外は令和 2 年 12 月 13 日撮影）

表 9.14-7 聞き取り調査の概要

- 利用者数のデータは取っていませんが、両方の市民の森を合わせて、平日は1日に100～150人、休日は1日に150～200人程度が訪れます。(追分市民の森の森事務所の前が散策コースになっており、自由に使えるトイレが併設されているので、利用者数がだいたい分かります。)
- 利用者は、平日は個人や少人数のグループ、休日は個人や家族、少人数のグループが利用しています。
- 利用団体としては、ウォーキングの2団体が利用していますが正確には把握していません。以前は、ボーイスカウトが環境学習として利用していました。
- 追分市民の森にあるお花畑には、春は菜の花、夏はひまわり、秋はコスモスの花が咲くので、それを見に来る人がいます。特に菜の花の時期は、4,000坪の敷地に花が咲くので、1日に千人単位の見学者がいることがあります。
- 駐車場はないので、車でのアクセスはできません。
- 利用者は、相模鉄道・三ツ境駅等からバスを使う人か、近隣の方々が多いです。
- 散策やランニングのコースとしても利用されていますが、最近はマウンテンバイクの利用者が増えてきており、事故等の危険があり困っています。
- 愛護会員は23名おり、主に土日に当番制でトイレ等の管理作業を行っています。トイレは2箇所、ベンチは6箇所設置しており、古くなれば更新をしています。最近では散策路脇の看板を更新しました。

サ. 矢指市民の森

矢指市民の森の現況は 写真 9. 14-11 に示すとおりです。

矢指市民の森は、対象事業実施区域の南東側約 0. 9km にあり、平成 3 年 4 月に開園された広さ 5. 1ha の市民の森です。中原街道に面し、追分市民の森の隣にあるこの森は、ヒノキやスギなどの針葉樹が多い森です。「太陽の広場」を中心に広がる森と小川のせせらぎが楽しみ、春には雑木林の下でドングリの芽吹きにも出会えます。また、「せせらぎの小道」をたどって行けば瀬谷市民の森も近くであり、これらは一体的に利用されます。

市民の森愛護会からの聞き取り調査の概要は、前掲表 9. 14-7 (P. 9. 14-19) に示すとおりです。

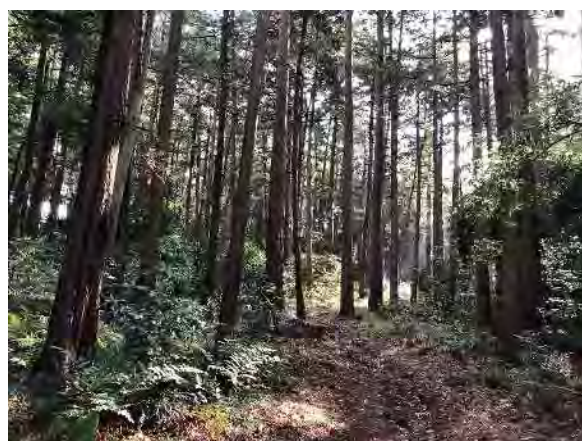
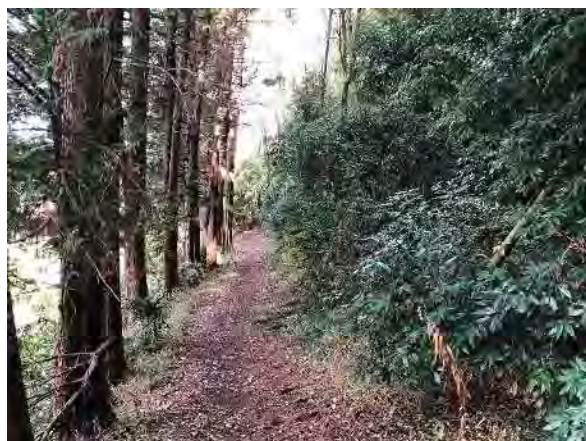


写真 9. 14-11 矢指市民の森 (令和 2 年 12 月 13 日撮影)

シ. 上川井市民の森

上川井市民の森の現況は、写真 9.14-12 に示すとおりです。

上川井市民の森は、対象事業実施区域の南東側に隣接しており、瀬谷市民の森と追分市民の森の間にあり、平成 30 年 4 月に開園された広さ 10.1ha の市民の森です。

上川井市民の森は、ヒノキ、スギ等の針葉樹林主体の森です。林内にはせせらぎや湿地がみられ、瀬谷市民の森、追分市民の森、矢指市民の森などと一体的に利用されています。

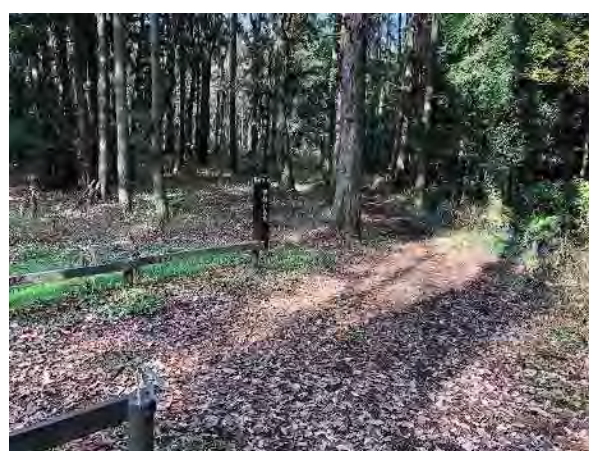


写真 9.14-12 上川井市民の森（令和 2 年 12 月 13 日撮影）

ス. 上瀬谷農業専用地区・上川井農業専用地区

上瀬谷農業専用地区・上川井農業専用地区の現況は、写真 9.14-13 に示すとおりです。

上瀬谷農業専用地区は対象事業実施区域内に 92.0ha、上川井農業専用地区は対象事業実施区域内に 35.3ha が指定されており、主に畑として農業が営まれています。上瀬谷小学校では、近くの農地において、地権者（営農者）の協力のもと、児童に対して農業を次世代に引き継ぐため、教育学習の一環として、命の大切さや食べ物を作ることの大変さ、食の大切さを学ぶこと（食育）を目的にした農業体験授業を行っています。

上瀬谷小学校等に農地の提供等を行っている営農者からの聞き取り調査の概要は、表 9.14-8 に示すとおりです。



写真 9.14-13 上瀬谷農業専用地区、上川井農業専用地区（令和3年11月2日撮影）

表 9.14-8 聞き取り調査の概要

- 上瀬谷小学校の1年生、2年生と特別支援学級、中屋敷保育園の年長組を対象に、平成17年頃から約15年間農業体験授業を行っています。平成17年よりも前は、知り合いが自分の畑を使い、上瀬谷小学校の児童に対して行っていました。
- 始めたきっかけは定かではありませんが、上瀬谷小学校のPTAからの依頼が最初ではなかったかと思います。
- 農業体験授業を行う目的は、小学校や保育園から近い場所で、農業を次世代に引き継ぐため、教育学習の一環として、命の大切さや食べ物を作ることの大変さ、食の大切さを学ぶこと（食育）だと聞いています。
- 参加人数は、一学年あたり50人程度、特別支援学級は10人程度、保育園児は20人程度で行います。保育園児は、小学校1年生との交流の場として一緒にやることが多いです。
- 児童や保育園児たちは、徒歩で畑にやって来ます。
- 先生が児童や保育園児に対して、育てたい作目を聞いた上で何を植えるのかが決まるので、作目は年によって違います。種類としては、ナス、トマト、ポップコーン、さつまいも、大根、ニンジン、葉物等です。
- 児童、保育園児たちは、野菜の種まきや苗植え、収穫を体験し、年間で5日～6日程度の農業体験授業を受けます。
- 今後は、区画整理事業が予定されていることから、続けられるかは分かりません。

9.14.2 予測及び評価の結果

(1) 予測

① 予測項目

予測項目は、以下のとおりとしました。

- ・土地の改変及び構造物の存在による主要な人と自然との触れ合いの活動の場への影響
- ・工事用車両の運行及び関係車両の走行に係る主要な人と自然との触れ合いの活動の場の利用性への影響

② 予測地域・予測地点

ア. 予測地域

予測地域は、調査地域のうち、人と自然との触れ合いの活動の場の特性を踏まえて、主要な人と自然との触れ合いの活動の場に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域としました。

イ. 予測地点

予測地点は、前掲図 9.14-1 (P.9.14-3) に示す調査地点と同様に、対象事業実施区域周辺の人と自然との触れ合いの活動の場としました。

③ 予測対象時期

敷地の存在（土地の改変）及び構造物の存在における予測対象時期は、対象事業実施区域内の構造物がすべて存在している時期とします。

工事用車両の運行における予測対象時期は、運行する車両台数が最大となる時期とします。

関係車両の走行における予測対象時期は、関係車両の走行が定常状態になる時期（2046年）とします。

④ 予測手法

ア. 主要な人と自然との触れ合いの活動の場の改変の程度

都市計画対象事業の事業計画と主要な人と自然との触れ合いの活動の場の位置を重ね合わせて、予測地点が敷地の存在時、構造物の存在時において、どの程度改変するのかを把握することで、影響の程度を定性的に予測します。

イ. 利用性の変化の程度

工事用車両の運行における計画、及び関係車両の走行における計画から、予測地点の利用性（人と自然との触れ合いの活動の場へのアクセス路）がどの程度変化するのかを把握することで、影響の程度を定性的に予測します。

ウ. 快適性の変化の程度

都市計画対象事業の事業計画と主要な人と自然との触れ合いの活動の場の位置を重ね合わせて、予測地点が敷地の存在時、構造物の存在時において、快適性（景観の変化等）がどの程度変化するのかを把握することで、影響の程度を定性的に予測します。

⑤ 予測結果

ア. 予測の前提条件

都市計画対象事業における対象事業実施区域内の事業計画（土地利用計画）及び構造物の設置位置は、図 9.14-2 に示すとおりとします。

工事用車両の主な運行ルートは、図 9.14-3 に、関係車両の主な走行ルートは、図 9.14-4 に示すとおりとします。

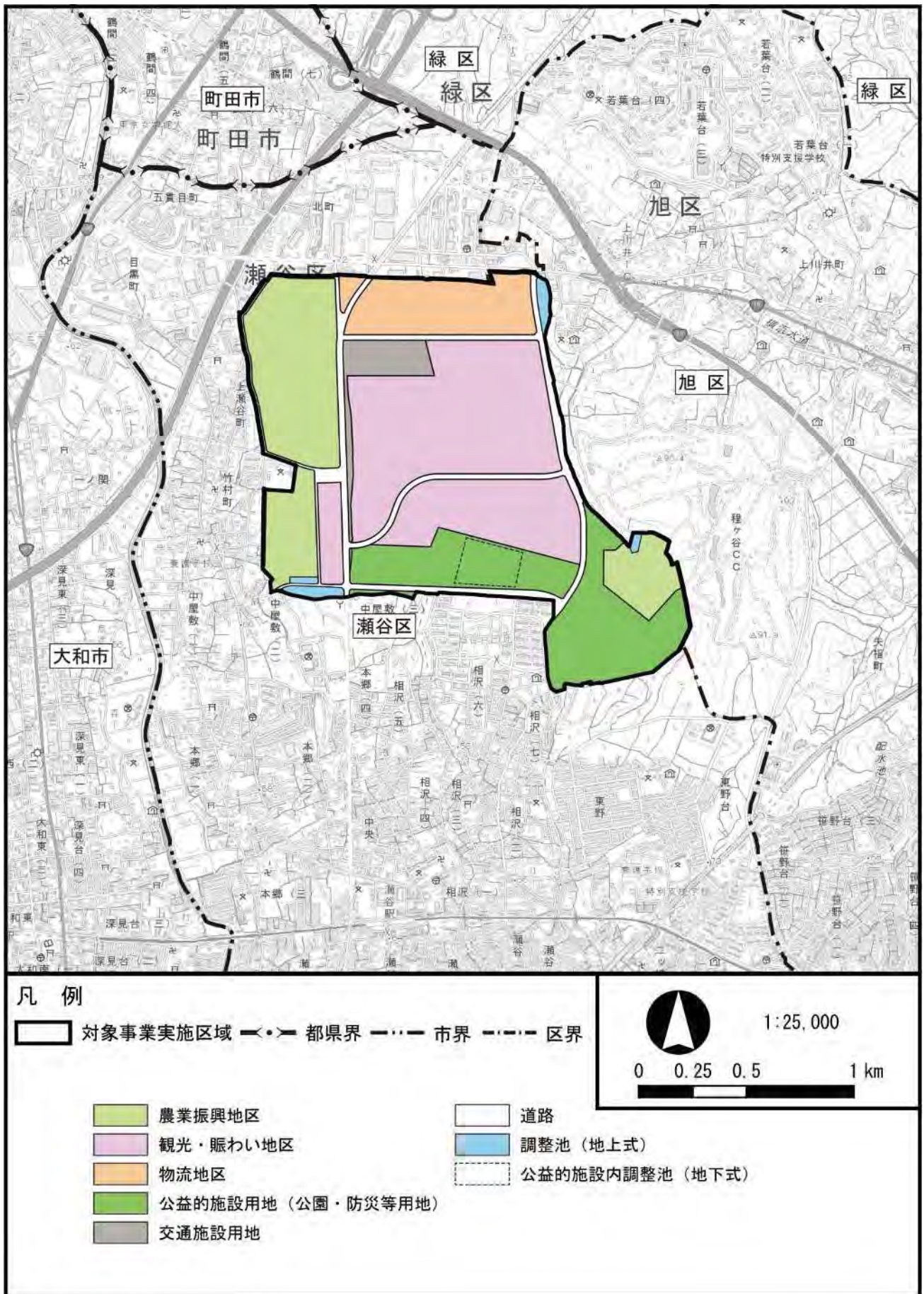


図 9.14-2 対象事業実施区域内の事業計画（土地利用計画）及び構造物の設置位置の状況

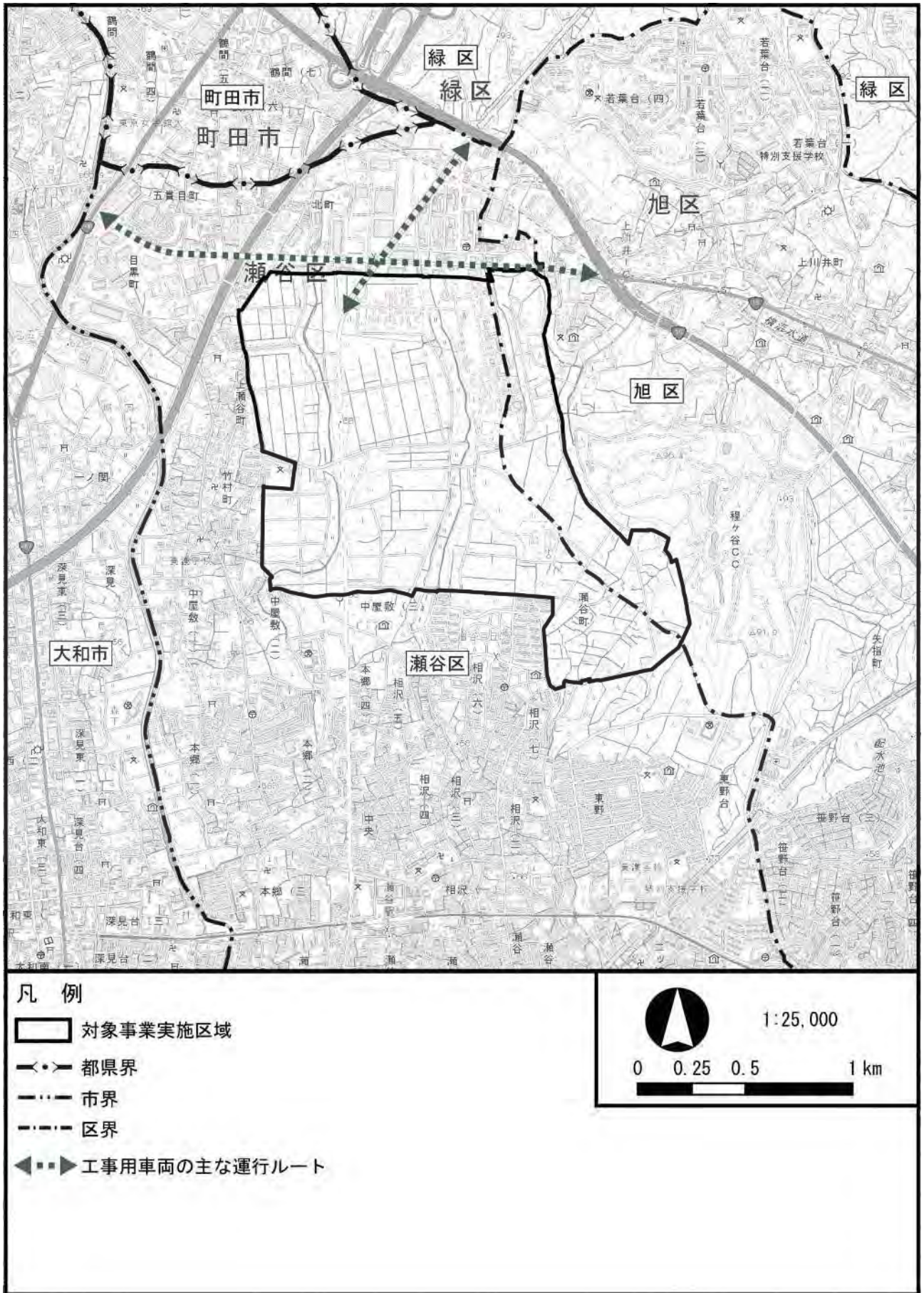


図 9.14-3 工事用車両の主な運行ルート

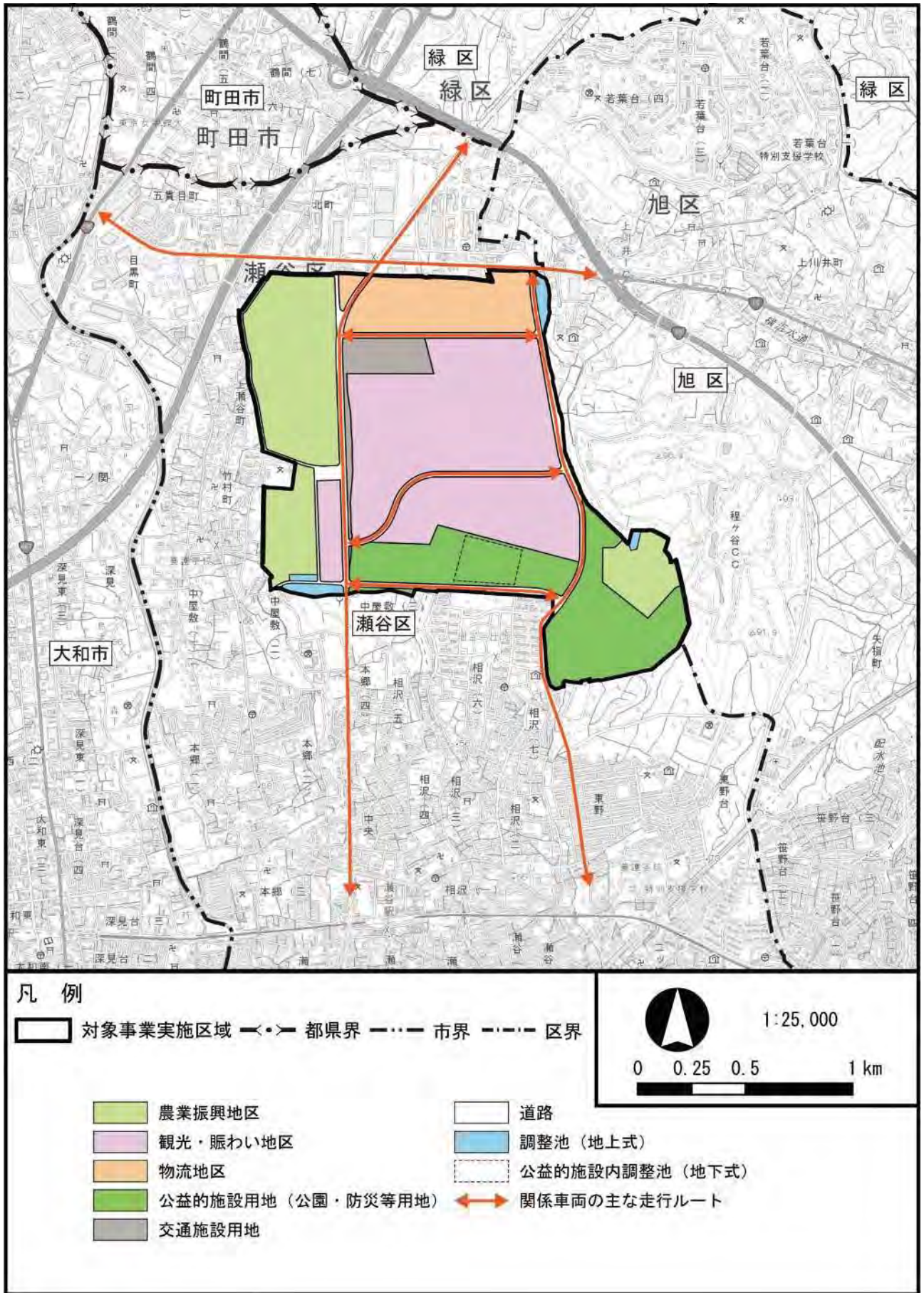


図 9.14-4 関係車両の主な走行ルート

イ. 予測結果

a. 主要な人と自然との触れ合いの活動の場の改変の程度

敷地の存在（土地の改変）、構造物の存在による主要な人と自然との触れ合いの活動の場への改変の程度の予測結果は、表 9.14-9 に示すとおりです。

海軍道路の桜並木と鎌倉古道 北コースに改変があると予測します。

表 9.14-9 主要な人と自然との触れ合いの活動の場の改変の程度の予測結果

予測地点	改変の程度
海軍道路の桜並木	海軍道路は、道路幅を拡幅して現状の2車線から4車線に車線数を増やし、それに伴って沿道の桜は伐採します。したがって、海軍道路の桜並木は消滅すると予測します。
東野第一公園	都市計画対象事業による直接的な改変はありません。
瀬谷中央公園	都市計画対象事業による直接的な改変はありません。
境川沿い	都市計画対象事業による直接的な改変はありません。
鎌倉古道 北コース	鎌倉古道 北コースのうち、海軍道路の一部（約600m）は対象事業実施区域に含まれ、海軍道路の一部の桜並木の消滅が考えられることから活動の場の改変が起これ、レクリエーション行動への影響が生じると予測します。 一方、神社仏閣等が集まっている対象事業実施区域の南から西側部分のコースは、対象事業実施区域外のため、影響は生じないと予測します。
鎌倉古道 南コース	都市計画対象事業による直接的な改変はありません。
野境道路	都市計画対象事業による直接的な改変はありません。
武相国境・緑の森コース	都市計画対象事業による直接的な改変はありません。
瀬谷市民の森	都市計画対象事業による直接的な改変はありません。
追分市民の森	都市計画対象事業による直接的な改変はありません。
矢指市民の森	都市計画対象事業による直接的な改変はありません。
上川井市民の森	都市計画対象事業による直接的な改変はありません。
上瀬谷農業専用地区・ 上川井農業専用地区	現在の上瀬谷農業専用地区と上川井農業専用地区は都市計画対象事業により範囲が縮小されますが、小学校等の児童に対して農業体験授業を行っている農地は地区内の一部であるため、影響はないと予測します。

b. 利用性の変化の程度

工事用車両の運行及び関係車両の走行による主要な人と自然との触れ合いの活動の場への利用性の変化の程度の予測結果は、表 9.14-10 に示すとおりです。

海軍道路の桜並木、鎌倉古道 北コース、武相国境・緑の森コース、及び瀬谷市民の森に利用性の変化があると予測します。

表 9.14-10 利用性の変化の程度の予測結果

予測地点	変更の程度
海軍道路の桜並木	工事用車両及び関係車両は、海軍道路を通行します。しかし、海軍道路の両側には、現況では歩道が整備されており、整備後の海軍道路にも歩道を整備する予定ですので、歩行者への影響は小さいとされます。したがって、利用性の変化は小さいと予測します。
東野第一公園	工事用車両及び関係車両は通行しないため、影響はないと予測します。
瀬谷中央公園	工事用車両及び関係車両は通行しないため、影響はないと予測します。
境川沿い	工事用車両及び関係車両は通行しないため、影響はないと予測します。
鎌倉古道 北コース	鎌倉古道 北コースのうち、上瀬谷農業専用地区を東西に横断する道路と海軍道路の一部（約 600m）は、対象事業実施区域に含まれているため、工事用車両及び関係車両が通行します。工事中は、上瀬谷農業専用地区を東西に横断する道路と海軍道路については、仮設道路を設ける可能性があることから、利用性の変化が起これ、レクリエーション行動への影響が生じると予測します。 また、上瀬谷農業専用地区を東西に横断する道路は、現況は、歩道が整備されていませんが、将来、歩道が整備される計画です。 一方、神社仏閣等が集まっている対象事業実施区域の南から西側部分のコースは、対象事業実施区域外のため、影響は生じないと予測します。
鎌倉古道 南コース	工事用車両及び関係車両は通行しないため、影響はないと予測します。
野境道路	工事用車両及び関係車両は通行しないため、影響はないと予測します。
武相国境 緑の森コース	武相国境・緑の森コースには、工事用車両は通行しません。また、関係車両は、武相国境・緑の森コースの一部を走行しますが、走行ルートには歩道が整備されているため、利用者への影響は小さいとされます。したがって、利用性の変化は小さいと予測します。
瀬谷市民の森	工事用車両は通行しないため、影響はないと考えられます。 関係車両は、瀬谷市民の森の西端を走行しますが、走行ルートには歩道を整備する予定ですので、利用者への影響は小さいとされます。したがって、利用性の変化は小さいと予測します。
追分市民の森	工事用車両及び関係車両は通行しないため、影響はないと予測します。
矢指市民の森	工事用車両及び関係車両は通行しないため、影響はないと予測します。
上川井市民の森	工事用車両及び関係車両は通行しないため、影響はないと予測します。
上瀬谷農業専用地区・ 上川井農業専用地区	上瀬谷農業専用地区は、工事用車両が地区内の海軍道路を通行します。しかし、工事用車両は海軍道路しか運行しないため、上瀬谷農業専用地区への直接的な影響は無いと予測します。関係車両は通行しないため、影響はないと予測します。 上川井農業専用地区は、工事用車両及び関係車両は通行しないため、影響はないと予測します。

c. 快適性の変化の程度

主要な人と自然との触れ合いの活動の場への快適性の変化の程度の予測結果は、表 9.14-11 に示すとおりです。

海軍道路の桜並木、鎌倉古道 北コース、瀬谷市民の森、及び上川井市民の森に快適性の変化があると予測します。

表 9.14-11 快適性の変化の程度の予測結果

予測地点	改変の程度
海軍道路の桜並木	海軍道路の桜並木は消滅するため、快適性の変化は大きいと予測します。
東野第一公園	予測地点からは対象事業実施区域を望むことはできません。したがって、快適性の変化はないものと予測します。
瀬谷中央公園	予測地点からは対象事業実施区域を望むことはできません。したがって、快適性の変化はないものと予測します。
境川沿い	予測地点からは対象事業実施区域を望むことはできません。したがって、快適性の変化はないものと予測します。
鎌倉古道 北コース	鎌倉古道 北コースのうち、海軍道路の一部(約 600m)は対象事業実施区域に含まれ、海軍道路の一部の桜並木の消滅が考えられることから快適性の変化が起こり、レクリエーション行動への影響が生じると予測します。 一方、神社仏閣等が集まっている対象事業実施区域の南から西側部分のコースは、対象事業実施区域外のため、影響は生じないと予測します。
鎌倉古道 南コース	予測地点からは対象事業実施区域を望むことはできません。したがって、快適性の変化はないものと予測します。
野境道路	予測地点からは対象事業実施区域を望むことはできません。したがって、快適性の変化はないものと予測します。
武相国境・緑の森コース	予測地点からは対象事業実施区域を望むことはできません。したがって、快適性の変化はないものと予測します。
瀬谷市民の森	瀬谷市民の森からの景観の変化は、「9.13 景観」の「瀬谷市民の森」(P.9.13-26)に示したとおり、景観の変化は小さいと思われます。また、隣接する対象事業実施区域は、公益的施設用地として計画されているため、快適性の変化は小さいと予測します。
追分市民の森	予測地点からは対象事業実施区域を望むことはできません。したがって、快適性の変化はないものと予測します。
矢指市民の森	予測地点からは対象事業実施区域を望むことはできません。したがって、快適性の変化はないものと予測します。
上川井市民の森	予測地点からは対象事業実施区域はあまり望むことはできません。したがって、快適性の変化は小さいと予測します。なお、隣接する対象事業実施区域は、公益的施設用地として計画されているため、快適性の変化は小さいと予測します。
上瀬谷農業専用地区・上川井農業専用地区	現在の上瀬谷農業専用地区と上川井農業専用地区は都市計画対象事業により範囲が縮小されますが、小学校等の児童に対して農業体験授業を行っている農地は地区内の一部であるため、快適性の変化はないものと予測します。

(2) 環境保全措置の検討

① 環境保全措置の検討の状況

事業者の実行可能な範囲内で、できる限り環境影響を回避、低減又は代償することを目的として行った環境保全措置の検討を、表 9.14-12 環境保全措置の検討の状況（人と自然との触れ合いの活動の場）に示します。

表 9.14-12 環境保全措置の検討の状況（人と自然との触れ合いの活動の場）

環境保全措置	実施の適否	適否の理由
工事の内容等の早期周知	適	工事の内容、作業期間、アクセス路等について、可能な限り早期に周知することで、人と自然との触れ合いの活動の場を利用される方への影響が低減されることから、適正な環境保全措置であると考えて採用します。
桜並木等の創出	適	拡幅する海軍道路又は対象事業実施区域内の道路の沿道に新しい桜並木等の創出を行うことで、現在の海軍道路の桜並木の代償になることから、適正な環境保全措置であると考えて採用します。
緑地の創出	適	対象事業実施区域の主に南東側に存在する市民の森との連続性や周辺からの眺望に配慮して、対象事業実施区域内には、できる限り緑地の創出をすることから適正な環境保全措置であると考えて採用します。
公共交通機関の利用促進	適	将来の土地利用者に、来場の際、公共交通機関の利用を促進する活動を促すことにより、関係車両の台数が減少し、人と自然との触れ合いの活動の場の利用性への影響が低減されることから、適正な環境保全措置であると考えて採用します。
車両の効率的な利用促進	適	将来の土地利用者に、車で来場の際の相乗りや、物流など関係車両の効率的な運行管理等による車両の効率的な利用を促進する活動を促すことにより、走行台数の削減や、走行時間帯の集中抑制を図ることができ、人と自然との触れ合いの活動の場の利用性への影響が低減できることから、適正な環境保全措置であると考えて採用します。
安全運転の周知	適	工事車両や将来の土地利用者に関係車両へ安全な利用を促進する活動を行うことにより、人と自然との触れ合いの活動の場の利用性への影響の低減が図れることから、適正な環境保全措置であると考えて採用します。

② 環境保全措置の実施主体、内容、効果の不確実性、他への影響

工事用車両の運行、敷地の存在（土地の改変）、構造物の存在、及び関係車両の走行に伴う主要な人と自然との触れ合いの活動の場への影響を低減させるため、表 9.14-13 に示すとおり、環境保全措置を実施します。

表 9.14-13 環境保全措置の実施の内容（人と自然との触れ合いの活動の場）

影響要因		影響	検討の視点	環境保全措置			実施主体	効果の不確実性	他の環境への影響
				内容	効果	区分			
工事の実施	工사용車両の運行	利用性快適性への影響	交通安全	安全運転の周知	交通に伴う安全への配慮を促すことにより、人と自然との触れ合いの活動の場への影響が低減されます。	低減	事業者	なし	なし
				工事の内容等の早期周知	工事の内容等を可能な限り早期に周知することで、利用者への影響が低減されます。	低減	事業者	なし	なし
土地又は工作物の存在及び供用	敷地物の存在（土地の改変）	利用性快適性への影響	桜の再生	桜並木の創出※	新しい桜並木等を創出することで、人と自然との触れ合いの活動の場への影響が代償されます。	代償	事業者	なし	なし
			緑地の連続性	緑地の創出	市民の森との連続性や周辺からの眺望に配慮できます。	代償	事業者	なし	なし
	関係車両の走行	利用性快適性への影響	交通安全	公共交通機関の利用促進	人と自然との触れ合いの活動の場の利用性への影響が低減されます。	低減	事業者	なし	なし
				車両の効率的な利用促進	人と自然との触れ合いの活動の場の利用性への影響が低減されます。	低減	事業者	なし	なし
				安全運転の周知	人と自然との触れ合いの活動の場の利用性への影響が低減されます。	低減	事業者	なし	なし

※：海軍道路の桜並木については、第2章 2.3.7 (4) ③イ.海軍道路の桜並木の検討状況（P.2-62）参照。

(3) 評価

① 評価手法

ア. 環境影響の回避、低減に係る評価

人と自然との触れ合いの活動の場に係る環境影響が、事業者の実行可能な範囲内でできる限り回避、低減又は代償されており、必要に応じその他の方法により環境の保全についての配慮が適正になされているかどうかについて、見解を明らかにすることにより評価を行いました。

② 評価結果

ア. 環境影響の回避、低減に係る評価

主要な人と自然との触れ合いの活動の場の改変の程度については、瀬谷市民の森をはじめとする予測地点に対しては、都市計画対象事業による直接的な改変はありません。一方、都市計画対象事業により海軍道路の桜並木が消滅しますが、拡幅整備された海軍道路又は対象事業実施区域内の道路の沿道に新しい桜並木等を創出する計画としています。

利用性の変化の程度については、追分市民の森をはじめとする予測地点に対しては、工事用車両及び関係車両は通行しないため、影響はないと予測します。一方、工事中は、対象事業実施区域に含まれている上瀬谷農業専用地区を東西に横断する道路と海軍道路については、仮設道路を設ける可能性があります。そのため、工事の内容等を可能な限り早期に周知することとします。関係車両が走行するルートは、歩道等を整備する予定ですので、利用性の変化は小さいと考えられます。

快適性への変化の程度については、追分市民の森をはじめとする予測地点に対しては、予測地点からは対象事業実施区域を望むことができず、瀬谷市民の森、上川井市民の森は対象事業実施区域に隣接しますが、公益的施設用地として計画されているため、快適性の変化はない又は小さいと予測します。一方、海軍道路の桜並木が消滅しますが、代償措置として新しい桜並木等が創出される計画となっています。

以上のことから、事業者の実行可能な範囲内でできる限り、環境影響の低減が図られると評価します。

(4) 事後調査

本予測項目で採用した予測手法は、予測精度に係る知見が蓄積されており予測の不確実性が小さいと考えられます。

したがって、本予測項目に対して、環境影響評価法に基づく事後調査は実施しません。